

産業廃棄物処分量許可証

住所 佐賀県佐賀市川副町大字南里1489番地1

氏名 株式会社西村土木建設
代表取締役 西村 秀樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 洋義



許可の年月日 平成30年（2018年）7月14日

許可の有効年月日 平成35年（2023年）7月13日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破 碎	木くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）及びがれき類 以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類	破砕施設	破砕施設（固定及び移動式）
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）及びがれき類	木くず
設置場所	佐賀市川副町大字南里字二本谷1493番	
設置年月日	平成8年7月15日	平成24年11月26日
処理能力	がれき類：200t/日（8時間） ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず：120t/日（8時間）	4.31t/日（8時間）
許可年月日	平成20年2月12日	
許可番号	佐賀県指令19廃第010017号（譲受け）	

3. 許可の条件

木くずの破砕施設に使用するスクリーンは直径30ミリメートルのものに限る。
県内で移動して施設を使用する場合は、排出事業場の敷地内に限る。
また、がれき類等の破砕施設と木くずの破砕施設とを同時稼働しないこと。 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 7月14日 更新許可 以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

許可の状況

(産業廃棄物処分業)

氏名	株式会社西村土木建設		許可番号	04121043123
住所	佐賀県佐賀市川副町大字南里1489番地1		電話番号	0952-20-3135
事務所の所在地	同上		電話番号	同上
許可の内容等				
許可等の種類	年月日	許可番号	許可等の内容	
新規許可 変更届	平成20年 7月14日 平成21年 6月16日	04121043123	中間処理業(破碎) ベルトコンベアの延長、ふるい機の追加、がれき類の保管場所及び数量の追加	
変更許可 変更届	平成22年 6月 8日 平成24年 7月25日		産業廃棄物の種類(ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず)の追加 がれき類の保管面積及び容量変更(面積1840㎡→2232.2㎡、容量2837.1㎡→4062.9㎡)	
更新許可 変更許可	平成25年 7月14日 平成27年 6月26日		産業廃棄物の種類(木くず)及び木くずの破碎施設の追加 住所及び事務所の所在地の変更	
変更届 更新許可 変更届	平成28年 7月19日 平成30年 7月14日 平成30年 7月23日		木くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずの保管面積及び容量変更 (木くず:面積49.0㎡→86.0㎡、容量28.5㎡→77.0㎡) (ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず:面積114.0㎡→48.0㎡、容量138.2㎡→27.0㎡)	

※ この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課で行ってください。